

## 高梁市国民健康保険成羽病院

### [指定訪問リハビリテーション事業所及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所] 運営規程

#### (事業の目的)

第1条 高梁市（以下「事業者」という。）が設置する高梁市国民健康保険成羽病院（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者」という。）で、医師が訪問リハビリテーション等の必要を認めた者に対し、利用者の立場に立った適切な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図るものとする。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との密接な連携を図る。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 高梁市国民健康保険成羽病院
- (2) 所在地 岡山県高梁市成羽町下原 301 番地

#### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 医師 1 名  
事業所の従業者の管理及び訪問リハビリテーション等の利用の申込みに係る調整業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1 名以上（常勤職員）  
理学療法士 1 名以上（常勤職員）  
作業療法士 1 名以上（常勤職員）  
言語聴覚士 1 名以上（常勤職員）  
（介護予防）訪問リハビリテーション計画書に基づき、訪問リハビリテーション等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日及び12月29日から31日、1月2日、3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 上記営業日、営業時間の他にも、電話等により連絡が可能な体制とする。

(利用料その他の費用の額)

第6条 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実費を利用者から徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 往復10Km未満は250円、5Kmを越える毎に50円追加とし、30Km以上は500円とする。

3 前項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

4 前第2項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、高梁市成羽町(吹屋、中野、坂本、布寄、羽根、長地、相坂、小泉を除く)の区域とする。

(衛生管理)

第8条 事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び

訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、サービスの提供中に利用者の病状の変化が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関と連絡を取る等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに岡山県、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

4 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(苦情処理)

第10条 事業者は、提供した訪問リハビリテーション等に係る利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため相談窓口を設置する。また、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じて、利用者及びその家族に説明するものとする。

(個人情報保護)

第11条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。また、利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するための、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第14条 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問リハビリテーション等を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問リハビリテーション等の提供を行うよう努めるものとする。

(身体的拘束等)

第15条 事業所は、該当利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 その他運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者は、従業者の資質の向上のために研修の機会を設ける。
- (2) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、その職を退いた後も同様とする。
- (3) 事業者は、適切な訪問リハビリテーション等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- (4) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は高梁市と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。